

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

平成 27 年度橋本市一般会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 27 年 5 月 14 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

平成 27 年度橋本市一般会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 27 年 4 月 3 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

平成 27 年度 橋本市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度橋本市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 427,687 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,125,952 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 27 年 4 月 15 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,438,702	685	2,439,387
	3 委託金	24,254	685	24,939
15 県支出金		1,863,107	5,628	1,868,735
	2 県補助金	783,094	5,628	788,722
18 繰入金		1,457,521	19,274	1,476,795
	2 基金繰入金	1,455,663	19,274	1,474,937
21 市債		2,427,200	402,100	2,829,300
	1 市債	2,427,200	402,100	2,829,300
歳入合計		25,698,265	427,687	26,125,952

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		8,785,806	330,000	9,115,806
	2 児童福祉費	3,485,920	330,000	3,815,920
10 教 育 費		2,869,934	97,687	2,967,621
	1 教育総務費	736,295	687	736,982
	5 社会教育費	454,169	92,000	546,169
	6 保健体育費	957,938	5,000	962,938
歳 出 合 計		25,698,265	427,687	26,125,952

第2表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業	千円 131,100	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	千円 755,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 1,026,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。